

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發発 期率行行 利価日 子格	振額最低 替単額 面金	發用振の法 行等替條律 項及法項 のの適び根 及適そ拠	號名稱及 及號記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十 支次九五百九 払の年パ円年 う算九丨に三 。式月セつ月 たに十ンき十 だよ五ト百五 しり日円日 、算を 支出支 払し払	一百額の定以律社 万二面振の下へ平 円十金替適「平成 四額機適用振 万で機関を替 円四は受法」 百日は受け 六十銀ものう。 六行のとし。 億とすし。 九千する。 七。そ規	一百額の定以律社 万二面振の下へ平 円十金替適「平成 四額機適用振 万で機関を替 円四は受法」 百日は受け 六十銀ものう。 六行のとし。 億とすし。 九千する。 七。そ規	一百額の定以律社 万二面振の下へ平 円十金替適「平成 四額機適用振 万で機関を替 円四は受法」 百日は受け 六十銀ものう。 六行のとし。 億とすし。 九千する。 七。そ規
振額最低 替単額 面金	發用振の法 行等替條律 項及法項 のの適び根 及適そ拠	號名稱及 及號記	號名稱及 及號記

十一
一
二
三
四
五
六
十
十
十
十
十
十

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

(一)にこの区ととし、その買取りは、支店
年三月十五日以後におい平成三十
年中日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、支店
額面金額百円につき五百円
成三十一年三月十五日から
年三十一年九月十五日まで
の間の場合に応じ、その買取りは、支店
額面金額とすれば、算式次
年三十一年九月十五日以後
の額面金額+経過利子に相当す
る金額× $\frac{79.685}{100}$ +第二期利子
に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$)

(二)の場合
の額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額
× $\frac{79.685}{100}$ ×2

の場合は、
の額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額
× $\frac{79.685}{100}$ ×2

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者及び所得扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法第三条の四第一項に規定す
 平すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 成るのはで債前き発（一）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 。算、きので者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含みそたのと受益者特別二十五年法律第七十三号）
 にのも途つ、當、る二域若つ條法、居き地住にはを別二十五年法律第七十三号）
 より区の換て平該當救十にしての律、當第十地方するそ含障害条による改受
 分と金も成個該助二おくは十第地住にはを別二十五年法律第七十三号）
 算にしを、三人災の年いは、九六自る市のむ害条の者の
 出応、請當十向害行法て總當第十自治市町相。者
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市町相。者
 た、のす個三国かれ第災区市項号法町相。者
 金そ買る人月債かる百害と又の（一）村続扶四改受

（昭和二十五年法律第七十三号）

支 所 金 利 元 払

(二) 平成三十一年三月十五日前か
で面額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

の場合 平成十九年九月十五日前
の面額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)